

平成26年度 医療に関する税制に対する意見(項目)

平成25年8月
日本医師会

(「重点」の記載があるものは、「平成26年度医療に関する税制改正要望 重点項目」にも掲載されています。)

○福島原発事故対策

重点

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。

○医業経営

重点

- ・ 消費税対策(1)
社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、
仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、
ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない
制度に改善。

重点

- ・ 消費税対策(2)
自由診療について軽減税率を適用すること。

重点

- ・ 消費税対策(3)
簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。

重点

- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。

重点

- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。

○医療法改正に伴う経過措置

- | | |
|--------------------|--|
| 重点
(一部) | <ul style="list-style-type: none">・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。
・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。 |
| 重点 | <ul style="list-style-type: none">①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。 |

○勤務環境

- | | |
|-----------|---|
| 重点 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業所内託児所の税制措置<ul style="list-style-type: none">① 固定資産税等軽減。② 子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の適用期限延長。
・ 勤務医師に対する所得税軽減。
・ 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずること。
・ 医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。 |
|-----------|---|

○患者健康予防

重点 · がん検診・予防接種への医療費控除適用。

重点 · たばこ税の税率引き上げ。

○社会医療法人

重点 · 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄附者に対する税制措置。

重点 · 社会医療法人認定取消時の税制措置。

· 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。

○医療施設・設備

- | | |
|-----------|--|
| 重点 | <ul style="list-style-type: none">・ 成長戦略の一環として医療設備の防災対策や高度化等を支援するための設備投資減税措置創設。 |
| 重点 | <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長及び拡充。 |
| 重点 | <ul style="list-style-type: none">・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。 |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 転換型老健の固定資産税等減免。 |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 |

○その他

- 重点**
- ・社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。
 - ・医療法人の法人税率を25.5%から19%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。
 - ・現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて医療費控除拡充。
 - ・公益法人制度改革に関する所要の税制措置。
 - (1)医師会について
 - ・医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2)福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (4)医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

平成26年度
医療に関する税制に対する意見

公益社団法人 日本医師会

平成25年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望ですが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、税制面においては、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産を可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層發揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、平成26年度には次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】

○福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。 1

○医業経営

- ・ 消費税対策(1)
社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善。 2
- ・ 消費税対策(2)
自由診療について軽減税率を適用すること。 3
- ・ 消費税対策(3)
簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。 3
- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 4
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。 4

○医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 5
- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。 7

○勤務環境

- ・ 事業所内託児所の税制措置。
 - (1) 固定資産税等軽減。
 - (2) 子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の適用期限延長。..... 8
- ・ 勤務医師に対する所得税軽減。..... 8
- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずること。..... 9
- ・ 医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。..... 9

○患者健康予防

- ・ がん検診・予防接種への医療費控除適用 10
- ・ たばこ税の税率引き上げ。 10

○社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄附者に対する税制措置。 11
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。 11
- ・ 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。 12

○医療施設・設備

- ・ 成長戦略の一環として医療設備の防災対策や高度化等を支援するための設備 13
投資減税措置創設。
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長及び拡充。 13
- ・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。 15
- ・ 転換型老健の固定資産税等減免。 16
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 16
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 17

○その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 18
- ・ 医療法人の法人税率を25.5%から19%へ引き下げ、特定医療法人の法人税 19
非課税。
- ・ 現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて医療費 19
控除拡充。
- ・ 公益法人制度改革に關わる所要の税制措置。
(1)医師会について
・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、
その他の措置。
(2)福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
(3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置
及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
(4)医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における
利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。 20

○ 福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。

— 所得税・法人税等 —

一昨年3月11日に発生しました東日本大震災、就中、東京電力福島第一原子力発電所事故から2年5ヶ月余が過ぎたところですが、原子力災害の収束の見通しは立っておらず、福島県の復旧、復興は緒についたばかりであります。

このような中にあって東京電力からの損害賠償の支払いが進められておりますが、被害の実態に見合った十分な賠償でないばかりか、逸失利益の補償として受け取る賠償金については、事業所得等の収入金額として課税されているところであります。

しかし、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故は電力政策を推進してきた国の責任もあり、国から損害賠償の原資も出ており非課税とすべきであります。特に、財物に係る賠償金の支払いが未だ行われていないことから、避難等区域における医療機関の収入源は逸失利益に対する賠償金だけであり、殆どが借入金返済や移転先における事業再開資金等に充てられているのが現状です。

今回の事故は、かつて経験したことのない規模のものであり、未だ収束が見えない現状の中、平時の法律で判断することは不適切で、あまりにも現状を理解していないと言わざるをえません。

もしこのまま賠償金に対し課税されることが続けば、医療機関の復旧・復興に向けた努力への妨げになるとともに、ひいては地域医療の崩壊がもたらされる事態となります。

そこで、東京電力の福島第一原発事故賠償金に対する課税につきまして、原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うことを要望します。

○ 医業経営

・ 消費税対策(1)

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善すること。

— 消費税 —

社会保険診療や介護保険サービス（＊）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際ににおいても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいはず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

この負担を解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさないように制度設計することが必要です。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、なおかつ他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、仕入税額控除が可能な課税制度に改めることを強く要望します。その際、ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。

「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）受けて、平成24年6月より中医協において、控除対象外消費税問題についての「検証の場」として「医療機関等における消費税負担に関する分科会」が設置されましたが、同分科会における検討を通じ、「現行制度は非課税といいながら国民や患者の負担が目に見えないかたちで生じており、不公平かつ不透明な制度である」との認識が支払側委員も含めて広く共有されるに至りました。

また、平成25年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、検討課題として、「医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。」と記載されましたが、引き続き早期の抜本的解決を要望します。

なお、社会保険診療報酬等に対する消費税非課税制度を課税制度に改めるにあたっては、医療は「消費」ではない旨を明示するため、消費税の名称を、例えば社会保障税等とすることも検討されるべきであると考えます。

* 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。

(消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号)

・ **消費税対策(2)**

自由診療等については、消費税率が10%に引き上げ時において、消費税について軽減税率課税とすること。

— 消費税 —

自由診療及び介護保険サービスの一部の項目（*）の消費税課税については、現在、普通税率課税となっていますが、今後、消費税率が10%に引き上げられる場合、自由診療の患者負担も増えることとなります。

自由診療等には、予防接種や法令に基づく健診など公益性の高い項目が多く含まれており、また、EU諸国においても自由診療等が医薬品と同様に軽減税率とされていることから、本来は社会政策上の観点から、普通税率課税になじむものではありません。

そこで、自由診療等については、消費税率が10%に引き上げられる時において、消費税について軽減税率課税とすることを要望します。

* 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービス。

・ **消費税対策(3)**

消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うこと。

— 消費税 —

消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度のひとつであり、中小医療機関にとっても極めて必要性の高い制度です。

そこで、消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うことを要望します。

(消費税法第37条)

- ・社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

— 事業税 —

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第72条の2、第72条の23、第72条の49の8、医療法第7条第5項)

- ・医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

— 事業税 —

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人であります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第72条の24の7、医療法第7条第5項、第39条、第54条)

(参考) 事業税の標準税率

(区分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得400万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得400万円超800万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得800万円超の金額	5.3%	3.6%

○ 医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

— 相続税・贈与税 —

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設されました。さらに、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善を行うよう要望します。

(1)個人

①医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

②その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げる。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2)医療法人

①相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。

また、持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であるときは、当該出資者に係る相続税の納税を 5 年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

②出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持

分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成16年6月16日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税4要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

③出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法(評価算式の分母を5とし、分子の配当要素は無配<0>とする評価)に改善すること。また、類似業種比準方式の斟酌率0.7~0.5を0.5に統一すること。

④基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、地上権等に準じて評価減を行うこと。

(相続税法第3条、第12条、第23条、措置法第69条の4、第70条の7、第70条の7の2、財産評価基本通達194-2)

(参考1) 医療法人の出資の評価(平成20年度改正)

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \text{1口当たりの} \text{純資産価額の比}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

(参考2) 地上権の評価

○ 地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

(残存期間)	(割合)
10年以下	0.05
10年を超える15年以下	0.1
15年を超える20年以下	0.2
20年を超える25年以下	0.3
25年を超える30年以下及び存続期間の定めのないもの	0.4
30年を超える35年以下	0.5
35年を超える40年以下	0.6
40年を超える45年以下	0.7
45年を超える50年以下	0.8
50年を超えるもの	0.9

- ・持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。

②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

— 相続税・贈与税・所得税 —

平成18年改正医療法により、医療法人は持分のないことが原則とされたが、法改正の趣旨から言えば既存の持分のある医療法人も、自主的に持分のない医療法人に移行できるようにすることが望ましいといえます。

この移行は、形式的には解散・設立手続きを経ず、法人格の同一性も維持したままの組織変更に過ぎず、実質的にも医業の継続性・発展性を阻害しないようにする必要があります。

そこで、税制上、以下の措置を講じることにより、移行を支援することを要望します。

①持分のある医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないこと。

②持分のある医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第33条第3項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(参考) 「持分のある医療法人」と「持分のない医療法人」について

「持分のある医療法人」とは社員の退社時や解散時に、出資額に加えて持分に応じた剰余金相当額の払戻しが認められる法人。平成18年の医療法改正により新たな設立は禁じられ、既存の持分のある医療法人は経過措置を規定した改正法附則第10条第2項により「当分の間」存続するものとされた。

「持分のない医療法人」とは、前述の払戻しが一切認められていない法人で、社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人に細分化される。

持分あり法人から持分なし法人への移行は可能だが、原則として法人に蓄積された剰余金相当額に課税される。課税されないためには、法定の厳しい要件を満たして社会医療法人や特定医療法人になるか、国税庁通達の定める高いハードルをクリアして基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人になる必要がある。

○ 勤務環境

- 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、以下の措置を講ずること。
 - 固定資産税等について軽減措置を講ずること。
 - 子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）の適用期限を延長すること。
- 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 —**

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所については、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるとともに、子育てサポート企業に対する税制優遇制度の適用期限を延長することを要望します。

(参考)

子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）の概要（所得税・法人税）

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

(適用期限：平成26年3月31日)

* 「くるみん」とは…次世代認定マークの愛称

次世代育成支援対策推進法により、従業員数が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知が義務づけられている。

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、申請を行うことで、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定をうけることができる。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品等に表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできる。

- 病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

— 所得税 —

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、個々の医療機関の対応では問題解決が困難な状況となっており、勤務医の労働環境改善を図る抜本的な施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地

域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。

(所得税法第9条、第28条)

- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずること。

少子化問題は我が国がかかえる喫緊の課題ですが、医療においては、産科医・産婦人科医の不足・偏在という問題があり、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を取り巻く環境の改善と分娩を取り扱う医師の確保が急務となっています。

そこで、産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずることを要望します。

- ・ 医療機関が勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずること。

— 所得税・法人税 —

医療機関において医師を安定的に確保するため、勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用の導入により、勤務医療従事者の過重労働の軽減及び女性医療従事者の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医療従事者の離職防止・復職支援を図ることが期待されています。

そこで、医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずることを要望します。

○ 患者健康予防

- ・ がん検診・予防接種の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

— 所得税 —

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率 50%が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。

また、予防接種についても、接種率を引き上げ、疾病を防ぐことにより結果的に「医療費削減」につなげるために、同様の措置が必要です。

そこで、医療費控除の対象を拡大し、がん検診・予防接種の受診者の自己負担分をその対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条、がん対策基本法第 13 条)

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

— たばこ税・地方たばこ税 —

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成 22 年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき、たばこ税 5,302 円、道府県たばこ税 1,504 円、市町村たばこ税 4,618 円。

○ 社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄附した場合において、以下の措置を講ずること。
 - ① 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずること。
 - ② 個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

— 所得税・法人税・相続税 —

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

（所得税法第78条第2項第3号、所得税法施行令第217条、法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条、措置法第70条）

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

— 法人税 —

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされます。しかし、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするために、社会医療法人の認定の取消を受けた場合、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならない必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

（法人税法第64条の4）

- ・ 社会医療法人が行う医療保健業(附帯業務として行うものを除く。)を収益事業の範囲から除外するとされているが、附帯業務として行うものについても法人税非課税とすること。

— 法人税 —

社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）は収益事業の範囲から除外するとされているが、法人税別表第二（公益法人等の表）に明記されている学校法人や社会福祉法人はこのような制約を付していません。

そこで、社会医療法人が附帯業務として行うものについても法人税非課税とすることを要望します。

（法人税法施行令第5条第1項第29号チ）

○ 医療施設・設備

- 成長戦略の一環として医療設備の防災対策や高度化等を支援するため設備投資減税措置を創設すること。

— 所得税・法人税 —

政府は、平成 26 年度税制改正において、成長戦略の一環として、設備投資に対する減税措置を検討中とされています。

医療は、成長戦略の重点分野に位置づけられており、医療機関の設備投資を支援する施策が必要となります。

また、東日本大震災以降、医療機関の耐震構造、防災構造の重要性が強く主張されており、国民の安全に対する重要な課題であります。

さらに、医療用建物、医療用機器については機能的な陳腐化が激しく、現行の耐用年数は実態にあっておりません。

そこで、成長戦略の一環として、医療設備の防災対策や高度化等を支援するため、新たに取得した設備（建物・建物付属設備・器具及び備品等）について、他の企業と同様に又は優先して、特別償却、税額控除、又は設備更新による廃棄損の前年度所得への繰戻し等を受けることができる制度を創設することを強く要望します。

- 中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度）の適用期限延長及び適用対象を拡充すること。

— 所得税・法人税 —

中小企業投資促進税制は、平成 24 年度改正で適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

（措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6）

（参考 1）

中小企業投資促進税制の概要

- 中小企業者（従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など）の設備投資を促進するための特別償却（30%）又は、税額控除（7%）

(7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象設備

- (1) 機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 「電子計算機」、「インターネットに接続されたデジタル複合機」次の掲げるいずれかのもの
 - イ.1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
 - ロ.その事業年度において事業の用に供した上記の電子計算機又はデジタル複合機ごとの取得価額の合計額が120万円以上のもの
- (3) ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く）で次に掲げるいずれかのもの
 - イ.一つのソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - ロ.その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- (4) 普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
- (5) 内航海運業の用に供される船舶

(参考2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟（東京高裁平成21年（行コ）第73号平成21年7月1日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却）等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

- ・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。

— 固定資産税・都市計画税・不動産取得税 —

自治体によっては、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の条例に基づく減免措置が講じられていますが、近年、地方財政の逼迫を受けて、縮小廃止の傾向が強まっています。

他方で、社会福祉法人については、社会福祉施設等の用に供する固定資産について固定資産税等が、地方税法に基づき全国一律に非課税とされています。また、社会医療法人については、救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所について固定資産税等が、地方税法に基づき全国一律に非課税とされています。

しかし、社会福祉法人や社会医療法人が運営する施設に限らず、保険医療機関及び介護老人保健施設は、地域の医療計画や包括ケア等を支える公共性の高い施設です。

つきましては、保険医療機関及び介護老人保健施設についても、社会福祉法人や社会医療法人が運営する施設と同様に、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置、ないし減免措置を講ずることを要望します。

(地方税法第348条第2項第10号の3、地方税法第348条第2項第10号の6等)

- ・ 転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずること。

— 固定資産税・都市計画税 —

自治体によっては、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の減免措置が講じられていますが、療養型病床から老健施設に転換した場合、その転換型老健施設が保険医療機関ではなくなるため、固定資産税及び都市計画税の減免措置が受けられないこととなります。

つきましては、療養型病床から老健施設への転換が円滑に行われるよう、転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずることを要望します。

(地方税法第6条、第367条)

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

— 所得税・法人税 —

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

(耐用年数省令別表第一)

(参考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区分)

(現行)

(要望)

○病院・診療所用建物

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は
鉄筋コンクリート造のもの

39年

31年

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

— 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 —

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

○ その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

— 所得税・法人税 —

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参考) 所得計算の特例措置

・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5, 000 万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7, 000 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

(注) 上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

・ 内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2, 500 万円以下の金額	72%
2, 500 万円超 3, 000 万円以下の金額	70%
3, 000 万円超 4, 000 万円以下の金額	62%
4, 000 万円超 5, 000 万円以下の金額	57%

- ・ 医療法人の法人税率を 25.5% から 19% に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とすること。

— 法人税 —

- ① 医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率によって課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人が行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率を、25.5% から特例民法法人の法人税率と同率の 19% にするよう要望します。
- ② 租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

(法人税法第 66 条、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ロ、措置法第 42 条の 3 の 2、措置法第 67 条の 2、医療法第 39 条、医療法附則第 10 条)

(参考) 法人税率

(区分)	(現行税率)	(要望税率)
① 普通の医療法人 (中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	25.5% 15%	19% 7%)
① 特定医療法人 (年 800 万円以下の所得)	19% 15%	非課税 非課税)

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

- ・ 現行の医療費控除において対象となってない介護サービスについて、医療費控除の対象とすること。

— 所得税 —

在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。

しかし、現在、訪問看護等のいわゆる医療系サービスについては医療費控除の対象となっているものの、いわゆる福祉系サービスについては部分的にのみ医療費控除の対象になっています、そこで、介護サービスを受ける高齢者等の負担を軽減するため、現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて、医療費控除の対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条)

- ・ 公益法人制度改革に関する所要の税制措置を講ずること。

(1) 医師会について

- ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。

(3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

(4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

— **所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税** —

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該法人への寄附者に対して税制措置を講ずること。
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

(2) 特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合における、無料低額診療事業を行う福祉病院に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成20年度税制改正において平成25年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。

(地方税法第73条の4第1項第4号の7、第348条第2項第10号の6、地方税法施行令第36条の10、第49条の15、地方税法施行令附則第24条)

(3) 医療保健業を行う特例民法法人または非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずること

とを要望します。

(4) 地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を受けてきた医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療関係の国家資格者で構成される各団体は、会員の相互扶助を目的として共済事業を自主運営し、会員の福祉に大きく貢献してまいりました。

平成 20 年度税制改正において、一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合、利子配当について源泉所得課税がなされることとなりましたが、共済事業をはじめその他の事業の運営に少なからぬ負担となることが見込まれ、事業の継続に支障をきたすことになります。

こうした問題は共済事業のみならず、例えば学術研究活動など法人税法上の収益事業に該当しない事業においても生じることとなるため、公益的な活動を阻害することになります。

そこで、医師会等が一般社団法人等に移行した場合でも、利子配当について、従来通り、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを要望します。

なお、医師会員等を対象にした共済事業を人格無き社団が実施する場合においても、同様に、利子配当について、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを、併せて要望します。

(所得税法第 11 条、別表第一、附則第 8 条)

平成26年度
医療に関する税制改正要望
重点項目

公益社団法人 日本医師会
平成25年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望ですが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しくなっています。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、税制面においては、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産を可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層發揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、平成26年度には次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】

○福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。 1

○医業経営

- ・ 消費税対策(1)
社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、
仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、
ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない
制度に改善。 2
- ・ 消費税対策(2)
自由診療について軽減措置を適用すること。 3
- ・ 消費税対策(3)
簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。 3
- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 4
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。 4

○医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 5
- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
 - ① 移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
 - ② 医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。 6

○勤務環境

- ・ 事業所内託児所の固定資産税等軽減。
 - ① 固定資産税等軽減。
 - ② 子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の適用期限延長。 7
- ・ 医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。 8

○患者健康予防

- ・ がん検診・予防接種への医療費控除適用。 9
- ・ たばこ税の税率引き上げ。 9

○社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄附者に対する税制措置。 10
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置 10

○医療施設・設備

- ・ 成長戦略の一環として医療設備の防災対策や高度化等を支援するため設備投資減税措置創設。 11
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長及び拡充。 12
- ・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。 13

○その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 14
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。 15
 - (1) 医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、他の措置。
 - (2) 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等 軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等 軽減措置。
 - (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における 利子配当に係る源泉所得

○ 福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。

(所得税・法人税等)－制度の改善－

(説明)

一昨年3月11日に発生しました東日本大震災、就中、東京電力福島第一原子力発電所事故から2年5ヶ月余が過ぎたところですが、原子力災害の収束の見通しは立っておらず、福島県の復旧、復興は緒についたばかりであります。

このような中にあって東京電力からの損害賠償の支払いが進められておりますが、被害の実態に見合った十分な賠償でないばかりか、逸失利益の補償として受け取る賠償金については、事業所得等の収入金額として課税されているところであります。

しかし、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故は電力政策を推進してきた国の責任もあり、国から損害賠償の原資も出ており非課税とすべきであります。特に、財物に係る賠償金の支払いが未だ行われていないことから、避難等区域における医療機関の収入源は逸失利益に対する賠償金だけであり、殆どが借入金返済や移転先における事業再開資金等に充てられているのが現状です。

今回の事故は、かつて経験したことのない規模のものであり、未だ収束が見えない現状の中、平時の法律で判断することは不適切で、あまりにも現状を理解していないと言わざるをえません。

もしこのまま賠償金に対し課税されることが続けば、医療機関の復旧・復興に向けた努力への妨げになるとともに、ひいては地域医療の崩壊がもたらされる事態となります。

そこで、東京電力の福島第一原発事故賠償金に対する課税につきまして、原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うことを要望します。

○ 医業経営

・ 消費税対策（1）

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善すること。

（消費税）—制度の創設—

（説明）

社会保険診療や介護保険サービス（＊）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際ににおいても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいはず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

この負担を解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさないように制度設計することが必要です。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、なおかつ他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、仕入税額控除が可能な課税制度に改めることを強く要望します。その際、ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。

「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）を受けて、平成24年6月より中医協において、控除対象外消費税問題についての「検証の場」として「医療機関等における消費税負担に関する分科会」が設置されましたが、同分科会における検討を通じ、「現行制度は非課税といいながら国民や患者の負担が目に見えないかたちで生じており、不公平かつ不透明な制度である」との認識が支払側委員も含めて広く共有されるに至りました。

また、平成25年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、検討課題として、「医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。」と記載されましたが、引き続き早期の抜本的解決を要望します。

なお、社会保険診療報酬等に対する消費税非課税制度を課税制度に改めるにあたっては、医療は「消費」ではない旨を明示するため、消費税の名称を、例えば社会保障税等とすることも検討されるべきであると考えます。

* 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。

- ・ **消費税対策(2)**

自由診療等については、消費税率が10%に引き上げ時において、消費税について軽減税率課税とすること。

(消費税)ー制度の創設ー

(説明)

自由診療及び介護保険サービスの一部の項目(*)の消費税課税については、現在、普通税率課税となっていますが、今後、消費税率が10%に引き上げられる場合、自由診療の患者負担も増えることとなります。

自由診療等には、予防接種や法令に基づく健診など公益性の高い項目が多く含まれており、また、EU諸国においても自由診療等が医薬品と同様に軽減税率とされていることから、本来は社会政策上の観点から、普通税率課税になじむものではありません。

そこで、自由診療等については、消費税率が10%に引き上げられる時において、消費税について軽減税率課税とすることを要望します。

* 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービス。

- ・ **消費税対策(3)**

消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うこと。

(消費税)ー制度の存続ー

(説明)

消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度のひとつであり、中小医療機関にとっても極めて必要性の高い制度です。

そこで、消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うことを要望します。

- ・社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。
(事業税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

- ・医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参考) 事業税の標準税率

(区分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得400万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得400万円超800万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得800万円超の金額	5.3%	3.6%

○ 医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

(相続税・贈与税)－制度の改善－

(説明)

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設されました。さらに、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善を行うよう要望します。

① 相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。

② 持分のある医療法人が相続発生後 5 年以内に持分のない医療法人に移行する場合の相続税納税猶予制度の創設。

持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であるときは、当該出資者に係る相続税の納税を 5 年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

- ・持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
 - ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
 - ②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(相続税・贈与税・所得税)一制度の改善—

(説明)

平成18年改正医療法により、医療法人は持分のないことが原則とされたが、法改正の趣旨から言えば既存の持分のある医療法人も、自主的に持分のない医療法人に移行できるようになります。

この移行は、形式的には解散・設立手続きを経ず、法人格の同一性も維持したままの組織変更に過ぎず、実質的にも医業の継続性・発展性を阻害しないようにする必要があります。

そこで、税制上、以下の措置を講じることにより、移行を支援することを要望します。

- ①持分のある医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課ないこと。
- ②持分のある医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第33条第3項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(参考)「持分のある医療法人」と「持分のない医療法人」について

「持分のある医療法人」とは社員の退社時や解散時に、出資額に加えて持分に応じた剰余金相当額の払戻しが認められる法人。平成18年の医療法改正により新たな設立は禁じられ、既存の持分のある医療法人は経過措置を規定した改正法附則第10条第2項により「当分の間」存続するものとされた。

「持分のない医療法人」とは、前述の払戻しが一切認められていない法人で、社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人に細分化される。

持分あり法人から持分なし法人への移行は可能だが、原則として法人に蓄積された剰余金相当額に課税される。課税されないためには、法定の厳しい要件を満たして社会医療法人や特定医療法人になるか、国税庁通達の定める高いハードルをクリアして基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人になる必要がある。

○ 勤務環境

- ・ 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、以下の措置を講ずること。
 - ① 固定資産税等について軽減措置を講ずること。
 - ② 子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）の適用期限を延長すること。

(所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)－制度の創設－

(説明)

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所については、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるとともに、子育てサポート企業に対する税制優遇制度の適用期限を延長することを要望します。

(参考)

子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）の概要

(所得税・法人税)

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

(適用期限：平成26年3月31日)

* 「くるみん」とは…次世代認定マークの愛称

次世代育成支援対策推進法により、従業員数が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知が義務づけられている。

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、申請を行うことで、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定をうけることができる。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品等に表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできる。

- ・ 医療機関が勤務医療従事者（医師・看護師等）の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずること。

(所得税・法人税)－制度の創設－

(説明)

医療機関において医師を安定的に確保するため、勤務医療従事者（医師・看護師等）の短時間正規雇用の導入により、勤務医療従事者の過重労働の軽減及び女性医療従事者の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医療従事者の離職防止・復職支援を図ることが期待されています。

そこで、医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずることを要望します。

○ 患者健康予防

- ・ がん検診・予防接種の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。
(所得税)－制度の改善－

(説明)

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率50%が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。

また、予防接種についても、接種率を引き上げ、疾病を防ぐことにより結果的に「医療費削減」につなげるために、同様の措置が必要です。

そこで、医療費控除の対象を拡大し、がん検診・予防接種の受診者の自己負担分をその対象とすることを要望します。

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

(たばこ税・地方たばこ税)－制度の改善－

(説明)

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成22年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることを要望します。

(参考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき、たばこ税 5,302 円、道府県たばこ税 1,504 円、市町村たばこ税 4,618 円。

○ 社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄附した場合において、以下の措置を講ずること。
 - ① 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずること。
 - ② 個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

（所得税・法人税・相続税） 一制度の創設－

(説明)

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることにより、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

（法人税） 一制度の創設－

(説明)

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされます。しかし、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするために、社会医療法人の認定の取消を受けた場合、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならない必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

○ 医療施設・設備

- ・ 成長戦略の一環として医療設備の防災対策や高度化等を支援するため設備投資減税措置を創設すること。

(所得税・法人税)一制度の創設—

(説明)

政府は、平成26年度税制改正において、成長戦略の一環として、設備投資に対する減税措置を検討中とされています。

医療は、成長戦略の重点分野に位置づけられており、医療機関の設備投資を支援する施策が必要となります。

また、東日本大震災以降、医療機関の耐震構造、防災構造の重要性が強く主張されており、国民の安全に対する重要な課題であります。

さらに、医療用建物、医療用機器については機能的な陳腐化が激しく、現行の耐用年数は実態にあっておりません。

そこで、成長戦略の一環として、医療設備の防災対策や高度化等を支援するため、新たに取得した設備（建物・建物付属設備・器具及び備品等）について、他の企業と同様に又は優先して、特別償却、税額控除、又は設備更新による廃棄損の前年度所得への繰戻し等を受けることができる制度を創設することを強く要望します。

- ・中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度）の適用期限延長及び適用対象を拡充すること。

(所得税・法人税)一制度の改善-

(説明)

中小企業投資促進税制は、平成24年度改正で適用期限が平成26年3月31日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を30万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

(参考1)

中小企業投資促進税制の概要

- 1.中小企業者(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)(7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合。)

2.対象設備

- (1)機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2)「電子計算機」、「インターネットに接続されたデジタル複合機」次の掲げるいずれかのもの
 - イ.1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
 - ロ.その事業年度において事業の用に供した上記の電子計算機又はデジタル複合機ごとの取得価額の合計額が120万円以上のもの
- (3)ソフトウェア(複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く)で次に掲げるいずれかのもの
 - イ.一つのソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - ロ.その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- (4)普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
- (5)内航海運業の用に供される船舶

(参考2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟（東京高裁平成21年（行コ）第73号平成21年7月1日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却）等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

- ・保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。

(固定資産税・都市計画税・不動産取得税)ー制度の創設-

(説明)

自治体によっては、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の条例に基づく減免措置が講じられていますが、近年、地方財政の逼迫を受けて、縮小廃止の傾向が強まっています。

他方で、社会福祉法人については、社会福祉施設等の用に供する固定資産について固定資産税等が、地方税法に基づき全国一律に非課税とされています。また、社会医療法人については、救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所について固定資産税等が、地方税法に基づき全国一律に非課税とされています。

しかし、社会福祉法人や社会医療法人が運営する施設に限らず、保険医療機関及び介護老人保健施設は、地域の医療計画や包括ケア等を支える公共性の高い施設です。

つきましては、保険医療機関及び介護老人保健施設についても、社会福祉法人や社会医療法人が運営する施設と同様に、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置、ないし減免措置を講ずることを要望します。

○ その他

- ・ **社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。**
(所得税・法人税)ー制度の存続ー

(説明)

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参考) 所得計算の特例措置

- ・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外する(平成25年度税制改正により追加された要件)。

(注) 上記の改正は、個人は平成26年分以後の所得税について適用し、法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

- ・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

- ・ 公益法人制度改革に関する所要の税制措置を講ずること。

(1) 医師会について

- ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。

(3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

(4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

(所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)
—制度の存続等—

(説明)

- (1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。
- ① 医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該法人への寄付者に対して税制措置を講ずること。
 - ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
 - ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
 - ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。
- (2) 特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合における、無料低額診療事業を行う福祉病院に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成20年度税制改正において平成25年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。
- (3) 医療保健業を行う特例民法法人または非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業とし

て行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

(4) 地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を受けてきた医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療関係の国家資格者で構成される各団体は、会員の相互扶助を目的として共済事業を自主運営し、会員の福祉に大きく貢献してまいりました。

平成20年度税制改正において、一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合、利子配当について源泉所得課税がなされることとなりましたが、共済事業をはじめその他の事業の運営に少なからぬ負担となることが見込まれ、事業の継続に支障をきたすことになります。

こうした問題は共済事業のみならず、例えば学術研究活動など法人税法上の収益事業に該当しない事業においても生じることとなるため、公益的な活動を阻害することにもなりかねません。

そこで、医師会等が一般社団法人等に移行した場合でも、利子配当について、従来通り、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを要望します。

なお、医師会員等を対象にした共済事業を人格無き社団が実施する場合においても、同様に、利子配当について、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを、併せて要望します。